

4 生活のしおり

(1) 生活に関する事項

- ア 勤労生徒にふさわしい言葉遣いやマナーを身につける。
- イ 生活のリズムを整え、健康管理に気をつける。
- ウ 金銭をしっかり管理する。
- エ 勤労生徒としての立場を理解し合い、生徒会・ホームルーム活動を通じて、互いにより成長できる人間関係をつくる。
- オ 男女交際は、互いの人格を尊重し合い、高校生としての立場をわきまえた健康で明朗な交際を心がける。
- カ 次の事項を禁止する。違反生徒に対しては、特別指導を行う。
内容の悪質なもの、度重なる注意・指導にもかかわらず改善の見込みのない生徒には、退学を勧告することもある。

- 暴言・暴力行為
- いじめ
- 授業妨害
- 窃盗・万引き
- 飲酒・喫煙(成人でも学校敷地内・学校周辺は禁止とする)
- 無断外泊・深夜徘徊
- パチンコ・麻雀等、遊技場への出入り
- 自動二輪の免許取得および乗車
- 悪質な交通違反および交通事故
- 授業中の携帯電話の使用
- インターネット上での悪質な書き込みなど
- 違法な薬物の所持・使用
- その他、本校生徒としてふさわしくない行為

- キ 教室等の清掃を行い、学習環境の美化に努める。
- ク 校外への無断外出を禁止する。

(2) 服装について

服装については特に制限を設けないが、勤労生徒にふさわしい品位のある服装・頭髪であること。目に余る場合は改善を求める。

(3) 交通規則に関する事項

- ア 道路交通法を厳守し、交通道德をわきまえ、他人に迷惑をかけないように努める。
- イ 自転車で通学する場合は校内の所定の区域に施錠して駐車・駐輪すること。また、必ず自転車保険に加入すること。
- ウ 自動車・原付での通学については、特別な場合（※）を除いて認めない。

※「特別な場合」とは

自宅から自分で通学するため、もしくは仕事と学校の両立のためにどうしても必要な場合

に限り、原付や自動車による通学を認める。ただし、必ず事前に学校へ願い出て、所定の手続き（★）を済ませること。

★所定の手続き

「自動車（または原付）通学ならびに駐車許可願」の申請 →
学校・生徒・保護者で「自動車（または原付）通学ならびに駐車許可願」を確認した上、
「誓約書」を朗読の上、提出 → 通学許可

- エ 自動車・原付は、主に通学・通勤のためだけに使用を許可されるものである。
- オ 自動二輪の免許取得は厳禁する。（二輪車は 50 cc 以下の原付のみ許可する。）
- カ 年度が替わった際に自動車・原付による通学許可の更新を希望する場合は、「更新願」を提出すること。
- キ 交通違反や事故を起こしたときは、速やかに学校（または担任）へ連絡すること。
- ク 万一の事故に備えて、必ず任意保険に加入しておくこと。

自動車・原付使用上の注意

- 1 交通法規を守り、事故防止に努めること。
- 2 校内では最徐行（時速 10 km 以下）し、歩行者や他の車の通行を妨げてはならない。
- 3 校内では、からふかし、騒音を禁じる。改造車での登校は一切認めない。
- 4 校内では、必要以上に乗り回したり移動させたりしないこと。
- 5 駐車は所定の場所に整然と駐車すること。
- 6 原付や自動車の貸し借りをしてはならない。
- 7 その他、学校から指示があったときは、これに従うこと。

※上記の注意に違反したものは、保護者召喚の上、許可を取り消す。

ケ 保護者の自動車による送迎について

- ・登下校の送り迎えの時は、体育館前の駐車スペースで乗降すること。玄関前等への乗り入れは禁止する。

(4) 教育相談（キャンパスカウンセリング）について

定期的に、臨床心理士の先生に来校して頂いています。

学校、進路の事のみならず、自分の性格の事や、友人関係、家族関係や職場の悩み等も相談にのってもらえます。また、保護者の方も相談することができますので、興味のある方は、クラス担任または養護教諭までお知らせ下さい。